

○ 石川県警察争訟事務処理に関する訓令の運用について(通達)

〔平成28年3月30日 監甲達第18号〕
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 昭和46年11月22日付け発務第1074号「石川県警察争訟事務処理に関する訓令の運用」

本県警察に関する争訟事務はこれまで石川県警察争訟事務処理に関する訓令(昭和46年石川県警察本部訓令第14号)及び対号により対処してきたところであるが、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の改正により文言を整理の上、同訓令を一部改正し、平成28年4月1日から施行することにしたので、次の事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、対号は、本通達の施行をもって廃止する。

記

第1 訓令の要旨

- 1 この訓令によって処理する警察に関する争訟事件を、その内容により警察庁の分類基準に準じて6種類とした。
- 2 所属長、主管課長及び監察課長について、それぞれ事件処理上の責務と協力関係を定めて、争訟事務の処理体制を明らかにした。
- 3 争訟事件が2以上の所属の所掌事務に関わるなど、事件処理に当たる主管課長が明らかでないときは警務部長が調整することにした。
- 4 争訟事件が発生した場合の事実の調査、証拠の収集確保、記録の作成等に当たるため、所属ごとにあらかじめ訟務担当者を指定しておくことにした。
- 5 事件発生報告書の様式を定め、関係記録の保管責任について明示した。

第2 事件処理上の一般的留意事項

1 準備

(1) 訟務担当者を指定すること

訟務担当者は、相当高い法律的知識を必要とするので次席、副校長、副隊長、副署長又は課長補佐の中から指定すること。

(2) 事実を正確に把握すること

ア 適用される法条、事件に関する見通し、証人との打合せ等訟務対策を立てるため、事件に係る事実を正確に調査し、把握するよう努めること。

イ 調査は、報告によるだけでなく、必要に応じ実地踏査をし、関係者から事情を聴取するなど、警察側に有利なことに限らず、不利益なことに

についても徹底して行うようにすること。

ウ 警察職員に報告又は供述を求めるに当たっては、事件処理上必要である事情を十分に理解させ、不利益な事実についてもわい曲隠蔽することなく、事実をありのまま率直に申述するよう指導すること。

(3) 事件に関し見通しを立てること。

事件の見通しは単なる見込みによらず、事件を証明する証拠によって検討し、争訟の初期及び進行する各段階において、勝訴の可能性等について見通しを立てること。

2 証拠

(1) 証拠を収集すること

ア 証拠の収集は早期のうちに集中的に行い、警察に有利なものは当然のこととして、不利な証拠についてもできるだけ多く収集するように努めること。

イ 収集した証拠は、事件との関連性、証明力等を的確に評価して、証明力の高いものから順に体系的に整理すること。

ウ 相手方の証拠についても可能な限り把握に努め、法廷において十分争うことができるような体制を整えること。

エ 物的証拠については、滅失、破損、変質等のおそれがあるので、写真撮影、記録化、第三者の証言その他の方法により保全し、緊急の必要があるときは証拠保全の申立てを行うなどの措置を執ること。

(2) 証人を選定し確保すること

ア 証人の選定に当たっては、その者の性格、会話能力等にも配意し、証明しようとする事実を効果的に証言し得る能力及び反対尋問に有効に答弁し得る能力を考慮すること。

イ 証人は可能な限り警察職員以外の第三者から選定するよう努めること。

ウ 証人が病気、老衰等のため証言能力を失うようなおそれがある場合は、証拠保全の申立てを行うなどにより証拠を確保するよう努めること。

3 対策

(1) 和解に努めること

ア 事件が発生し、または発生するおそれがある場合においては、なるべく争訟によらないで和解に努めること。

イ 示談による和解をする場合は、警察が行った事件処理の公正を疑わせ、又は警察に弱点があるから和解したような誤解を与えないこと。

(2) 証人との打合せをすること

証人に対しては、その者の事件に占める地位を認識させ、忘れていることについてもできるだけ思い出させるようにして、事件に係る事実を再現

し、打合せを行うこと。

(3) 鑑定人を依頼し打合せを行うこと

鑑定人を依頼しようとするときは、主管課長は警務部監察課（以下「監察課」という。）と協議し、当該事件の内容、性質、鑑定事項等を勘案して選定し、当該鑑定に係る事実の地位を説明すること。

(4) 指定代理人を指定すること

国又は地方公共団体の事務に関する争訟事件については、主管課長は監察課と協議の上、職員のうちから適任者を指定代理人に指定するほか、必要により地方法務局長に対し、当該職員に当該訴訟を行わせることを求める手続をとること。

(5) 検察官と連絡を取ること

必要な範囲と限度において平素から検察庁と連絡を密にし、特に準起訴手続により審判に付されたときは、担当検察官と密接な連絡を保持し、必要な措置が執れるようにすること。

(6) 主体性をもって処理に当たること

弁護士又は地方法務局の指定代理人のみに依存することなく、主体性をもって積極的に証拠の収集、書類の作成等に努めること。

(7) 懲戒処分を分離すること

事件に関し、職員に懲戒処分に関する事実がある場合には、事件の処理と懲戒手続を分離して、当該争訟事件の進展状況を勘案して懲戒処分の時機及び種類を決定すること。

第3 事件の種類別処理上の留意事項

1 行政審査請求事件

(1) 行政審査請求事件の処理に当たって、あらかじめ当該処分の根拠となった行政上の事実について、これを証拠化しておくとともに審査請求人に不利益な裁決を行おうとする場合には、審査請求人が行政訴訟を提起することを予想して、当該審査請求事件の審理記録、決定書の写し等必要な書類を完全に整備しておくようにすること。

(2) 多衆運動に関する条例（昭和24年条例第3号）に関する行政審査請求事件については、時間的余裕のない切迫した状況の下になされるのが通常であるので、速やかに審査決定し、審査請求人に通知ができるようにすること。

(3) 懲戒処分に関する行政審査請求事件については、人事委員会と緊密に連絡を保持するとともに、事件の審理が進行する過程において、審査請求人に対し、当該処分について納得を得ることができるよう努めること。

2 行政訴訟事件

- (1) 多衆運動に関する条例（昭和24年条例第3号）に関する行政訴訟事件は、当該訴訟の提起と同時に当該処分の執行停止を求める申立てをするのが通常であるから、行政事件訴訟法第25条第6項「意見」のための資料を収集、整備しておくこと。

執行停止を求める申立てが容認され、執行停止の決定がなされた場合においては、直ちに「即時抗告」の必要性について検討すること。

- (2) 保安および交通に関する行政訴訟事件は、当該訴訟を提起する以前に行政不服審査法に基づき公安委員会に対し、処分に関する審査請求を行うのが通例であるから、当該処分の根拠となった資料を証拠化しておくとともに、審査請求事件の審理記録、決定書の写し等事件に関する書類を整備しておくこと。

行政訴訟事件と同時に当該処分の執行停止の申立てがなされた場合は、行政事件訴訟法第25条第6項の「意見」のための資料を収集、整備しておくこと。

この場合の資料とは、行政処分をした理由、処分の適法性、妥当性、申立て人の回復困難な損害を避けるための緊急の必要性がないなどの資料である。

- (3) 懲戒処分に関する行政訴訟事件は、当該訴訟を提起する以前に人事委員会に対して審査請求を行っているものであるから、人事委員会における審理記録の写し、裁定書の写し等事件に関する書類を整備しておくとともに、原告の勤務成績、行状、性格等に関する人事記録及び処分の原因となった事実を証明する資料を証拠化しておくこと。

3 人権侵犯事件

- (1) 人権侵犯事件は、警察職員の公権力の行使による行為を違法若しくは不当であるとして、警察に抗議し、次いで人権擁護機関に調査を依頼し、事案の内容を特定した段階で、告訴、告発又は国家賠償請求事件に発展するのが通例であるから、抗議等により事案の発生を知ったときは、速やかに当該警察職員その他関係者から事案の真相を聴取し、具体的事実の把握と証拠の収集に努めること。

- (2) 人権擁護機関の警察に対する事実調査については、事前の連絡なしに、当該警察職員に面接することのないようにするとともに、面接させる場合は、あらかじめ、当該警察職員及び関係者から事情を聴取し、事案の真相を把握した上で、面接の日時、場所、立会人等を決定の上、相手方に通知するよう配慮すること。

- (3) 申告内容が誤解、誇張又は偏見等により事実に反する場合は、その内容を地方法務局人権擁護課に説明し、事案の解決に努めること。

- (4) 調査の結果、人権侵犯の事実が明らかになったときは、懲戒処分に関する必要な措置を執り、その結果を地方法務局が告発、勧告等の措置を執る以前に連絡すること。

4 告訴、告発事件

告訴、告発事件には、警察職員による司法上の権限に基づく行為に関する事件と行政上の権限に基づく行為に関する事件とがあるが、いずれも当該警察職員が職務を行うに当たり、職権を乱用した疑いがあるとするものである。

- (1) 事件の発生を知ったときは、職権行使の必要性、妥当性、告訴人等の意図及び周囲の事情等について調査すること。
- (2) 事件の処理に当たっては、職権行使の対象者は警察違反の状態があり、かつ、警察責任を有する者であることを証明する証拠を収集し、整備しておくようにすること。
- (3) 告訴、告発事件が国家賠償請求事件の原因となった場合は、両事件の訴訟について相互に矛盾のない証拠の提出等に留意すること。

5 国家賠償請求事件

国家賠償請求事件は、行政審査請求事件、行政訴訟事件、人権侵犯事件、告訴、告発事件等とともに提起されるものと、それのみが提起されるものがある。

- (1) 他の事件とともに提起される国家賠償請求事件は、当該他の事件の防御や勝訴の手段として提起されるものがあることから、主たる目的がいずれであるかを判断し、訟務対策を立てること。
- (2) 事件が提訴された場合は、事件の性質、請求額、経過及び見通し等について検討した上で、弁護士を選任するか、警察職員を指定代理人にするか、又は地方法務局の職員に指定代理人として訴訟を行うことを請求するかについて検討すること。

6 民事事件

- (1) 民事事件については、できるだけ早期に事件に関する見通しを立て、その見通しに基づいて原告に対し、努めて和解に応じるよう働きかけ、早期解決を図るように努めること。
- (2) 原告が和解に応じない場合、または応じないことが予想される場合には、できるだけ早い時期において、自己に有利な証拠を収集し、確保するように努めること。
- (3) 交通事故を原因とする民事事件については、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）により不法行為における「故意または過失」の要件の挙証責任が、不法行為者に転換されているため、合理的な和解によって解決するよう努めること。